

消セ第2049号
平成31年3月19日

株式会社産業経済新聞社
代表取締役社長 飯塚 浩彦 様

大阪府知事 松井 一郎

不当景品類及び不当表示防止法第7条第1項の規定に基づく措置命令について

貴社は、自ら発行する「産経新聞」と称する日刊紙（以下「産経新聞」という。）の販売にあたって、不当景品類及び不当表示防止法（以下「景品表示法」という。）第4条に基づき同第6条により告示された新聞業における景品類の提供に関する事項の制限（平成10年公正取引委員会告示第5号、以下「告示制限」という。）に定める範囲を著しく上回る過大な景品類を、一般消費者に対して直接又は間接に提供していた。係る行為は、過大な景品類の提供により不当な顧客の誘引を行うものであり、景品表示法第4条に違反する。そのため、景品表示法第7条第1項の規定に基づき、次のとおり命令する。

1 命令の内容

- (1) 貴社は、今後、産経新聞又はこれと同種の取引に関し、一般消費者に対し、直接であるか間接であるかを問わず、告示制限の範囲を超える過大な景品類を提供してはならない。
- (2) 貴社は、今後、産経新聞又はこれと同種の取引に関し、一般消費者に対し、告示制限の範囲を超える過大な景品類の提供が行われることを防止するために必要な措置を講じるとともに、関係法令を順守する体制を整備し、これを貴社の役員及び従業員のみならず、産経新聞を販売するすべての販売店に周知徹底しなければならない。
- (3) 貴社は、産経新聞の販売に係る景品類の提供に関して、次の(4)から(12)に掲げる事項を速やかに一般消費者に周知徹底しなければならない。この周知徹底の方法については、あらかじめ、大阪府知事の承認を受けなければならない。
- (4) 貴社は、大阪本社販売局内に関係事業者のファクシミリを設置させていたこと
- (5) 産経新聞の各販売店は、上記(4)のファクシミリに景品類の発注用紙を送信していたこと
- (6) 関係事業者は、発注用紙を回収し、各販売店の求めに応じて、一般消費者に新聞購読契約に伴う景品類を直送するなどしていたこと
- (7) 上記(6)の景品類の中には、相当数の告示制限の範囲を超える過大な景品類が含まれていたこと
- (8) 関係事業者からの景品類の代金請求については、貴社が一旦立て替えるなどした上で、貴

- 社の各販売店に対する請求と合わせて請求するなどして、回収していたこと
- (9) 告示制限の範囲を超える過大な景品類を発注していた販売店の中には、本社管理店と称する貴社直営の販売店や貴社の子会社が運営する販売店が含まれていたこと
 - (10) 告示制限は、「新聞の発行又は販売を業とする者は、新聞を購読するものに対し、」定められた「範囲を超えて景品類を提供してはならない」とするものであって、貴社は自ら販売を行うにあたって、一般消費者に対し直接的に告示制限の範囲を超える景品類の提供を行っていたのみならず、上記(4)から(6)に掲げた方法により、各販売店を通じて間接的にも提供を行っていたものであること
 - (11) 上記(10)による過大な景品類の提供は、景品表示法の制限を超える違法なものであったこと
 - (12) 上記(10)による過大な景品類の提供は、新聞業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約（平成10年公正取引委員会告示第17号）などの自主規制にも違反していたこと
 - (13) 貴社は、上記(3)に基づいて行った周知徹底について、速やかに文書をもって大阪府知事に報告しなければならない。

2 事実

- (1) 株式会社産業経済新聞社（以下「産経新聞社」という。）は、東京都千代田区大手町一丁目7番2号に本店を置き、新聞の発行・販売等を営む事業者である。
- (2) 産経新聞社は、産経新聞のほか、スポーツ紙や夕刊紙、各種雑誌などを発行し、各販売店を通じて、一般消費者に販売している。
- (3) 新聞購読契約に係る景品類の提供については、各販売店がそれぞれ決定している。
- (4) 産経新聞社は、大阪本社販売局内に関係事業者のファクシミリを設置させ、各販売店からの景品類の発注を受け付けさせており、当該景品類の代金は、一旦産経新聞社が立て替えて関係事業者に支払い、産経新聞社の請求と合わせて各販売店に請求するなどして回収していた。また、この景品類には、電動アシスト自転車（81,000円相当）をはじめとする告示制限の範囲を超える過大な景品類が含まれており、告示制限の範囲を超える過大な景品類を発注していた販売店の中には、本社管理店と称する産経新聞社直営の販売店や産経新聞社の子会社が運営する販売店が含まれていた。

3 法令の適用

上記事実によれば、産経新聞社は、自らが発行し販売する産経新聞の取引に関し、一般消費者に対して、告示制限の範囲を超える過大な景品類の提供を直接又は間接に行うことにより、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められる行為を行っていたものであり、これらの行為は、景品表示法第4条に違反するものである。

(教示) 略

消セ第2049号
平成31年3月19日

松原市立部五丁目119番地
産経新聞松原南専売所こと 松島 剛 様

大阪府知事 松井 一郎

不当景品類及び不当表示防止法第7条第1項の規定に基づく措置命令について

貴方は、株式会社産業経済新聞社（以下「産経新聞社」という。）が発行する「産経新聞」と称する日刊紙（以下「産経新聞」という。）の販売にあたって、不当景品類及び不当表示防止法（以下「景品表示法」という。）第4条に基づき同第6条により告示された新聞業における景品類の提供に関する事項の制限（平成10年公正取引委員会告示第5号、以下「告示制限」という。）に定める範囲を著しく上回る過大な景品類を、一般消費者に対して提供していた。係る行為は、過大な景品類の提供により不当な顧客の誘引を行うものであり、景品表示法第4条に違反する。そのため、景品表示法第7条第1項の規定に基づき、次のとおり命令する。

1 命令の内容

- (1) 貴方は、今後、産経新聞又はこれと同種の取引に関し、一般消費者に対し、告示制限の範囲を超える過大な景品類を提供してはならない。
- (2) 貴方は、今後、産経新聞又はこれと同種の取引に関し、一般消費者に対し、告示制限の範囲を超える過大な景品類の提供が行われることを防止するために必要な措置を講じるとともに、関係法令を順守する体制を整備し、これを従業員に周知徹底しなければならない。
- (3) 貴方は、産経新聞の販売に係る景品類の提供に関して、次の(4)から(6)に掲げる事項を速やかに一般消費者に周知徹底しなければならない。この周知徹底の方法については、あらかじめ、大阪府知事の承認を受けなければならない。
- (4) 貴方は、告示制限の範囲を超える過大な景品類を一般消費者に対して提供していたこと
- (5) 上記(4)による過大な景品類の提供は、景品表示法の制限を超える違法なものであったこと
- (6) 上記(4)による過大な景品類の提供は、新聞業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約（平成10年公正取引委員会告示第17号）などの自主規制にも違反していたこと
- (7) 貴方は、上記(3)に基づいて行った周知徹底について、速やかに文書をもって大阪府知事に報告しなければならない。

2 事実

- (1) 産経新聞松原南専売所こと 松島 剛（以下「松原南専売所」という。）は、松原市立部五丁目 119 番地に本店を置き、産経新聞の販売等を営む事業者である。
- (2) 松原南専売所は、産経新聞のほか、スポーツ紙や夕刊紙、各種雑誌などを、宅配などにより、一般消費者に販売している。
- (3) 新聞購読契約に係る景品類の提供については、松原南専売所自らが決定している。
- (4) 松原南専売所は、産経新聞社大阪本社販売局内に設置された関係事業者のファクシミリに景品類の発注を行っており、当該景品類の代金は、産経新聞社に対して支払っていた。この景品類には、電動アシスト自転車（81,000 円相当）をはじめとする告示制限の範囲を超える過大な景品類が含まれていた。
- (5) 松原南専売所が発注した多くの景品類は、関係事業者から一般消費者に直送されていた。

3 法令の適用

上記事実によれば、松原南専売所は、自らが販売する産経新聞の取引に関し、一般消費者に対して、告示制限の範囲を超える過大な景品類の提供を行うことにより、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められる行為を行っていたものであり、これらの行為は、景品表示法第 4 条に違反するものである。

(教示) 略

消セ第2049号
平成31年3月19日

東大阪市吉田六丁目6番8号
産経新聞若江岩田・花園専売所こと 小原 修 様

大阪府知事 松井 一郎

不当景品類及び不当表示防止法第7条第1項の規定に基づく措置命令について

貴方は、株式会社産業経済新聞社（以下「産経新聞社」という。）が発行する「産経新聞」と称する日刊紙（以下「産経新聞」という。）の販売にあたって、不当景品類及び不当表示防止法（以下「景品表示法」という。）第4条に基づき同第6条により告示された新聞業における景品類の提供に関する事項の制限（平成10年公正取引委員会告示第5号、以下「告示制限」という。）に定める範囲を著しく上回る過大な景品類を、一般消費者に対して提供していた。係る行為は、過大な景品類の提供により不当な顧客の誘引を行うものであり、景品表示法第4条に違反する。そのため、景品表示法第7条第1項の規定に基づき、次のとおり命令する。

1 命令の内容

- (1) 貴方は、今後、産経新聞又はこれと同種の取引に関し、一般消費者に対し、告示制限の範囲を超える過大な景品類を提供してはならない。
- (2) 貴方は、今後、産経新聞又はこれと同種の取引に関し、一般消費者に対し、告示制限の範囲を超える過大な景品類の提供が行われることを防止するために必要な措置を講じるとともに、関係法令を順守する体制を整備し、これを従業員に周知徹底しなければならない。
- (3) 貴方は、産経新聞の販売に係る景品類の提供に関して、次の(4)から(6)に掲げる事項を速やかに一般消費者に周知徹底しなければならない。この周知徹底の方法については、あらかじめ、大阪府知事の承認を受けなければならない。
- (4) 貴方は、告示制限の範囲を超える過大な景品類を一般消費者に対して提供していたこと
- (5) 上記(4)による過大な景品類の提供は、景品表示法の制限を超える違法なものであったこと
- (6) 上記(4)による過大な景品類の提供は、新聞業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約（平成10年公正取引委員会告示第17号）などの自主規制にも違反していたこと
- (7) 貴方は、上記(3)に基づいて行った周知徹底について、速やかに文書をもって大阪府知事に報告しなければならない。

2 事実

- (1) 産経新聞若江岩田・花園専売所こと 小原 修（以下「花園専売所」という。）は、東大阪市吉田六丁目 6 番 8 号に本店を置き、産経新聞の販売等を営む事業者である。
- (2) 花園専売所は、産経新聞のほか、スポーツ紙や夕刊紙、各種雑誌などを、宅配などにより、一般消費者に販売している。
- (3) 新聞購読契約に係る景品類の提供については、花園専売所自らが決定している。
- (4) 花園専売所は、産経新聞社大阪本社販売局内に設置された関係事業者のファクシミリに景品類の発注を行っており、当該景品類の代金は、産経新聞社に対して支払っていた。この景品類には、電動アシスト自転車（81,000 円相当）をはじめとする告示制限の範囲を超える過大な景品類が含まれていた。
- (5) 花園専売所が発注した多くの景品類は、関係事業者から一般消費者に直送されていた。

3 法令の適用

上記事実によれば、花園専売所は、自らが販売する産経新聞の取引に関し、一般消費者に対して、告示制限の範囲を超える過大な景品類の提供を行うことにより、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められる行為を行っていたものであり、これらの行為は、景品表示法第 4 条に違反するものである。

(教示) 略